

令和2年7月10日（金）全国の法務局（本局・支局等）で制度開始！

自筆証書遺言書保管制度

制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局等）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。

生前

遺言者



遺言書

予約・申請

遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、直接本人が出向きます。

※本人以外は申請できません。

法務局 （遺言書保管所）

- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を外形的に確認等



法務局の事務官
（遺言書保管官）



原本保管



画像データ化

死亡後

相続人等

- ①請求（交付・閲覧）

- ②交付

遺言書
情報証明書

検認不要

- ②閲覧

- ③通知

通知

他の相続人等

遺言者のメリット

- ①紛失・亡失を防ぐことができます。
⇒自宅で保管すると紛失・亡失するおそれがあります。
⇒遺言者の死亡後、発見されないおそれがあります。
- ②他人に遺言書を見られることはありません。
⇒他人に見つかった場合、勝手に開封されてしまうおそれがあります。
⇒他人に破棄されたり、改ざんや隠匿されるおそれがあります。
- ③相続人や受遺者等の手続きが楽になります。
⇒“終活”のひとつとして...

相続人・受遺者等のメリット

※受遺者...遺言によって遺言者の財産を譲り受ける者

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続は不要のため、速やかに相続手続ができます。相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の遺言書保管所で①～③の手続ができます。

- ①「遺言書保管事実証明書」の交付請求
…遺言書が保管されているかどうかを調べること
- ②「遺言書情報証明書」の交付請求
…遺言書の内容の証明書の交付を請求すること
- ③遺言書の閲覧請求
…遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認すること

④ 遺言書原本の閲覧については、遺言書が保管されている遺言書保管所に限られます。

※ ②の証明書の交付を受け、又は③の閲覧をした場合には、その他の相続人等に対して法務局から遺言書が保管されている旨の通知がされます。